

北朝鮮のミサイル発射に対する抗議と国に毅然とした対応を求める意見書

本日、北朝鮮が本年2回目のミサイル発射を行った。

我が国及び米国・韓国をはじめとする国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり強く自制を求めていたにもかかわらず、再度発射を強行したことは、我が国のみならず、東アジア地域全体の平和と安定を損なう行為であり、断じて容認できるものではない。

今回のミサイル発射が、弾道ミサイル発射やその技術の使用を禁止した国連安保理決議第1718号及び第1874号に違反していることは明白であり、本年4月に引き続くこのような挑発行為は、国際社会への明確な挑戦である。

北朝鮮の相次ぐ暴挙には、国際社会が一致結束して対決姿勢を明確にしなければならない。

よって、国におかれては、北朝鮮に対して毅然として対応されるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 北朝鮮に断固たる抗議の意思を表明することはもちろん、米国、韓国と緊密に連携し、中国、ロシアといった関係国にも働きかけ、ミサイル発射問題を直ちに国連安保理で取り上げて、国際社会の一致した意思を決議で明確にすべく、さらなる外交努力を行うこと。
- 2 ミサイル発射の情報収集及び把握、国民に対する迅速で的確な情報提供、訓練体制等の一層の充実を始めとする国民保護措置を強化し、弾道ミサイル防衛体制のさらなる整備に万全を尽くすこと。

また、我が国独自の対北朝鮮措置についても、徹底と追加措置の検討を進めること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月12日

熊本県議会議長 馬場成志

参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
外務大臣	玄葉光一郎様
防衛大臣	森本敏様